

令和 年 月 日 安来市長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金という。」）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市区町村もしくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

----- 裏面を参考に下記①②の書類を貼り付けてください。入りきらない場合は裏面に貼り付けてください。 -----

①個人番号確認の書類（必須）	②本人確認の書類（必須）
・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面 ↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓ ・マイナンバー通知カード+住民票(個人番号なし可) 【ご注意】 マイナンバー通知カードを個人番号確認書類として提出する場合、「氏名・住所等が一致する住民票」の提出が必須です。「氏名・住所等が一致する住民票」の提出がない場合、マイナンバー通知カードはマイナンバーの証明としてご利用できないため、申請は無効です。 ・個人番号が記載された 住民票 上記いずれかのコピー	・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー ↓顔写真付き書類をお持ちでない場合は↓ ・健康保険証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 等 上記いずれかの書類のコピー 2点

ワンストップ特例申請をされる皆様へ

ワンストップ特例制度とは、寄附先の自治体へ申請書を提出することにより、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

ただし、ワンストップ特例制度を利用する際は、次の①～③の条件に該当する必要があります。

- ① 確定申告が不要な給与所得者等であること
- ② 1年間の寄附先が5自治体以内であること
- ③ 寄附した翌年の1月10日（必着）までに申請されていること

添付書類（2種類の書類をご提出ください）

申請時の添付書類として、次の①個人番号確認の書類及び②本人確認の書類が必要です。申請書下部の添付書類台紙に貼り付けていただき、入りきらない書類はこの面に貼り付けてください。

	① 個人番号確認の書類	② 本人確認の書類
マイナンバーカードをお持ちの場合	・マイナンバーカード（裏面）のコピー	・マイナンバーカード（表面）のコピー
マイナンバーカードをお持ちでない場合	次のいずれかのコピー ・マイナンバー通知カード ・住民票（個人番号なし可） ・個人番号記載の住民票	次のいずれかの顔写真付き書類のコピー ・運転免許証・パスポート ・身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳 ・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書 ※裏面に住所変更等の記載がある場合は、向面のコピー ※顔写真付きの公的発行物が無い場合は、健康保険証や国民年金手帳等のいずれか2種類のコピー

ご注意くださいこと

- ① マイナンバー通知カードを個人番号確認書類として提出する場合、「氏名・住所等が一致する住民票」の提出が必須です。「氏名・住所等が一致する住民票」の提出がない場合、マイナンバー通知カードはマイナンバーの証明としてご利用できないため、申請は無効です。
- ② ワンストップ特例申請後に確定申告を行った場合、ワンストップ特例申請の効力が無くなります。申請後に確定申告が必要になった場合は、確定申告において寄附の申告をしてください。
- ③ 申請書は寄附の回数分提出が必要です。添付書類も同様です。
- ④ 申請後にご住所やお名前等の変更が生じた場合は、変更届を出してください。変更届出書は安来市ホームページからダウンロードしていただくか、お電話やメールにてご依頼ください。

ワンストップ特例申請書の記入方法

令和 4 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 4 年 3 月 1 日	整理番号	20000000
安来市長 殿	フリガナ	ヤスギ タロウ
〒 692-8686	氏名	安来 太郎
鳥根県安来市安来町878番地2	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 2
電話番号 0854-23-3000	生年月日	平成16年10月1日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号を記入してください。
「フリガナ」欄には、あなたのフリガナを記入してください。
「氏名」欄には、あなたの氏名を記入してください。
「個人番号」欄には、あなたの個人番号を記入してください。
「生年月日」欄には、あなたの生年月日を記入してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項
寄附年月日 令和 4 年 4 月 1 日 寄附金額 10,000 円
2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみことができます。①及び②に該当する場合は、それぞれ左の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である
（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当する者です。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

③ 地方税法附則第7条第3項（第10項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第3項（第10項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

④ 地方税法附則第7条第4項（第11項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第4項（第11項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

⑤ 地方税法附則第7条第5項（第12項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第5項（第12項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

⑥ 地方税法附則第7条第6項（第13項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第6項（第13項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

⑦ 地方税法附則第7条第7項（第14項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第7項（第14項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

⑧ 地方税法附則第7条第8項（第15項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第8項（第15項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

⑨ 地方税法附則第7条第9項（第16項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第9項（第16項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

⑩ 地方税法附則第7条第10項（第17項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第10項（第17項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

⑪ 地方税法附則第7条第11項（第18項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第11項（第18項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。

⑫ 地方税法附則第7条第12項（第19項）に規定する要件に該当する者である
（注） 地方税法附則第7条第12項（第19項）に規定する要件に該当する者とは、①及び②に該当する者です。